

— 目次 —

- 平成30年10月の税務
- 「領収書」と「領収証」

いつもお世話になっております。

日増しに秋も深まり、朝夕は肌寒く感じます。
秋の夜長、いかがお過ごしですか。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

平成30年10月の税務

10/10

- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10/15

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10/31

- 8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

「領収書」と「領収証」

◆「領収書」か「領収証」か？

民法では「受取証書」としています。要は金銭を支払った者が受け取った者に、受け取った旨の証拠となる書類の交付を請求でき、その請求に基づいて公布された書面を「受取証書」としています。

これがいわゆる「領収書」又は「領収証」です。「金銭の受取」を「領収」ということから「受取証書」が「領収証書」となり「領収書」や「領収証」として一般に使われているものと推測されます。

その意味ではどちらも同じで、どちらでも良いということになります。

◆国税庁では領収書≧領収証

「領収証」や「領収書」が関係する税法は印紙税法です。国税庁は以下のように言っています。

〈金銭又は有価証券の受取書や領収書は、印紙税額一覧表の第17号文書「金銭又は有価証券の受取書」に該当し、印紙税が課税されます。受取書とはその受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書をいいます。したがって、「受取書」、「領収証」、「レシート」、「預り書」はもちろんのこと、受取事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」とか「了」などと記入したものや、お買上票などでその作成の目的が金銭又は有価証券の受取事実を証明するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。〉

総称として「領収書」と言いその中の一つとして「領収証」を上げています。

◆受領の事実は支払いの事実

「領収書」であれ「領収証」であれ、受領事実を証明するために作成された証拠証券ですから、逆にその「領収書」や「領収証」を貰った側から言えば、払った事実を証明する証拠証券でもあります。ですから支払った経費等の証明資料として、非常に便利な資料となるわけです。

しかし、銀行を経由して振り込んだ場合は、銀行取引の明細を見れば支払いの事実は証明できますので、領収書や領収証の発行をしない場合が多いのです。カード決済の場合も、カード決済の明細書を保管しておけば支払いの事実は証明できます。ただその支払いが経費か否かは内容によりますので、何に使ったかわかるようにしておく必要があります。

◆あとがき◆

先日FMで「くら寿司の皿を入れる仕掛け」が紹介されていました。5皿入るとルーレットが回り、当たるとガチャポンが出てくるあの仕組みです。ガチャポン目当てのお子様連れを狙うという目的もさることながら、導入のきっかけは女性客への配慮だったそうです。「女性のお一人様」という客層が増えた昨今、もっと食べたいのに、皿を高く積み上げることに抵抗を感じてお愛想してしまう女性客…言われてみれば、確かに！こういったちょっとした配慮が幾つもあるから、くら寿司はいつ行っても混んでいるのでしょうね。

自分が普段、何気なく利用しているお店に 集客のヒントが転がっていたり、気付いたらそのお店のファンになっていた。そしてそのお店をなぜ好きになったか振り返ってみると、店員さんが元気とか お店がいつも清潔とか、理由は単純だったりします。ちょっとした配慮が欠けてしまっているが故に機会損失していることがあるかもしれないし、その逆も勿論あると思います。次の週末には、そんな風にいつもと違った視点で行く先々を観察してみようと思います。その週末に向けて、今週も一週間頑張っていきましょう！